

大学以外の教育施設等における学修に対する単位認定に関する細則（短期大学部）

平成17年11月15日

制定

平成25年10月15日

最終改定

この細則は、大妻女子大学短期大学部学則（昭和49年4月1日制定）第7条の3第3項に規定する単位認定に関する事項について定めるものとする。

短期大学部英文科

振り替え認定基準に定める検定または試験に合格した者、及び一定の成績を得た者には、本人の申請により、単位の認定及び授業科目への振り替え認定を行う。

1. 認定単位は合計4単位を越えることはできない。
2. 同レベルの複数の技能検定や試験を併用することはできない。
3. 対象科目は以下のとおりとする。
 - ① 専門科目（前期） リーディング・ストラテジーズ（1単位）及びリスニング・ストラテジーズ（1単位）
 - ② 専門科目（後期） アドバンスト・リーディング（1単位）及びアドバンスト・リスニング（1単位）

4. 振り替え認定基準と認定単位

	認定単位	実用英語技能検定	TOEIC (IPテストも含む)	TOEFL
①及び②	4	準1級以上	700点以上	iBT68以上

5. 申請時期は履修登録時を原則とする。
6. 対応科目の単位を既に修得している場合は認定できない。
7. 認定申請の際、認定基準に定める検定の合格または試験の成績を証明する書類を提出しなければならない。
8. 履修登録時に、検定または試験の合格・成績取得を見込んで、必修科目の登録を見合わせることはできない。
9. 認定した単位の評価は「N」として処理するものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この改正後の細則は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この改正後の細則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度第1年次入学者から適用する。